

広島県家畜改良増殖法施行細則（昭和二十五年広島県規則第六十二号）第三条第一項及び第十一條第一項の規定によつて、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会及び修業試験を次のとおり実施する。

平成二十三年十二月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 家畜の種類
牛

二 講習会などの日時

1 講習会

平成二十四年一月三十日（月）午前九時から二月二十三日（木）午後五時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和二十三年法律第七十八号〕に規定する休日〔以下「休日」という。〕を除く。）

2 修業試験

平成二十四年二月二十四日（金）午前九時から午後五時まで

三 講習会及び修業試験の場所

庄原市七塚町五八四

広島県立総合技術研究所畜産技術センター

四 講習科目

1 学科

区 分	科	目	時 間 数
専 門 科 目	体内受精卵移植概論		八
	受精卵の生理及び形態		一六
	体内受精卵の処理		一六
	受精卵の移植		八

2 実習

区 分	科	目	時 間 数
実 習	受精卵の処理		五〇
	受精卵の移植		二六

五 講習対象者

牛についての家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格し、新たに牛の受精卵移植に関する業務を行おうとする者で、家畜保健衛生所長が推薦するもの

六 講習定員

八人程度

七 講習手続

受講希望者は、受講願書に家畜人工授精師免許証の写し又は家畜人工授精師修業試験に合格していることを証明する書面、住民票及び家畜保健衛生所長の推薦書を添えて提出すること。

1 受講願の提出期限

平成二十四年一月二十五日（水）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。受付時間は、午前八時三十分から午後五時十五分まで）

郵送の場合は、平成二十四年一月二十五日までの消印があるもの限り受け付ける。

なお、提出期限までに、受講申込書が定員に達した場合は、その時点で受付を終了する。

2 受講願の提出先

広島県農林水産局畜産課（〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号）又は
住所地为所轄する家畜保健衛生所

郵送する場合は、封筒の表に「講習会受講願在中」と朱書すること。

八 受講手数料

二万八千九百円

この手数料は、二万八千九百円に相当する額の広島県収入証紙を受講願の所定欄に貼って納めること。

この収入証紙には消印をしないこと。

なお、納付された手数料は、返還しない。

九 受講者の決定

受講者を決定後、本人に通知する。

十 合格者の発表

修業試験実施後、一か月以内に合格者の氏名を広島県報に登載するとともに、本人に合格証を交付する。